

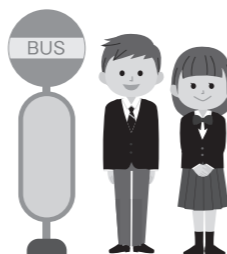
# お知らせ

## 高校生の通学費等助成

町民福祉課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対して、通学費などの一部を助成します。

- 対象  
町外の高校(高等専門学校は1年生～3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者  
※町内在住の保護者に限る
- 助成内容  
月額5,000円×5カ月分を子育て支援ポイントとして還元
- 対象期間  
平成31年4月～令和元年9月分  
(長期休暇1カ月分を除く)
- 受付に必要なもの  
在学証明書(発行日から2カ月以内)  
あつまるカード、印鑑
- 受付期間  
10月31日(木)まで
- 受付  
町民福祉課子育て支援グループ  
または上厚真支所



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届

町民福祉課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

受給者世帯の所得の状況や児童の養育の状況を確認するために必要なものです。  
提出がない場合は8月分以降の手当の支給を受けられなくなりますのでご注意ください。

### 児童扶養手当の現況届

- 児童扶養手当とは  
父母の離婚、死亡、未婚などにより父(母)と生計をともししていない18歳以下(\*)の児童を養育している母子家庭(父子家庭)に支給される手当  
※誕生日以降の最初の3月31日まで
- 提出期限  
9月2日(月)まで
- 提出に必要なもの  
①現況届 ②印鑑 ③児童扶養手当証書 ④養育費等に関する申告書 ⑤同居扶養義務者に関する調書 ⑥同意書 ⑦一部支給適用除外事由届出書(一部支給停止措置の対象になる方のみ)  
※この他にも書類の提出が必要となる場合があります

### 特別児童扶養手当の所得状況届

- 特別児童扶養手当とは  
精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当
- 提出期限  
9月11日(水)まで
- 提出に必要なもの  
①所得状況届 ②印鑑 ③特別児童扶養手当証書 ④同意書 ⑤別居監護申立書(対象児童と別居している場合)

### 未婚の児童扶養手当受給者の方に、給付金が支給されます

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し臨時・特別の措置として給付金が支給されます。該当される方は申請書を提出してください。

- 対象者  
①11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母(所得等により全部支給停止の方は対象外)  
②基準日において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方  
③基準日において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方  
※基準日…10月31日
- 申請について  
現況届を配布する際に、詳しいリーフレットと申請書を同封しますので、対象と思われる方は現況届と一緒に提出してください。
- 申請期限  
11月29日(金)まで
- 支給時期と支給額  
令和2年1月10日(金)に17,500円を支給
- 申請に必要なもの  
①印鑑 ②通帳 ③戸籍謄本(抄本) ④本人確認書類(マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し)

現況届・申請書の提出先▷町民福祉課子育て支援グループまたは上厚真支所

厚真の復興を一緒に考えませんか?

# あつま

## 復興未来会議

復旧・復興計画 町民ワークショップ

北海道胆振東部地震からの再生に向けた「復旧・復興計画」の策定にあたり

町民参加型の話し合いの場である「あつま復興未来会議」を開催します。

「私たちが目指す復興って何だろう？」

「復興後の厚真がどんな町になっていたらいいだろう？」

「厚真の復興のために、どんな取り組みをしたらいいだろう？」

皆さん一人ひとりが思い描く「復興」を語り合いながら、厚真の未来を一緒に考えませんか?

日時 **8月24日(土)** 16時～18時30分  
(開場:15時30分)

場所 **総合ケアセンターゆくり 介護学習室** 対象 **町民の方はどなたでも参加できます**

### 第1部 16時～16時40分 復興まちづくり講演

中越大震災の知恵 ～自分たちでつくる等身大の復興に向けて～

中越大震災の復興を経験した上村靖司氏から、当時の取り組みや今の中越地域についてのお話を聞きます。



●コーディネーター: 定池 祐季氏

東北大学災害科学国際研究所・助教。北海道南西沖地震(平成5年)を奥尻島で経験、災害復興と地域防災に関する研究に取り組むほか、各地で防災教育活動を展開している。厚真町防災アドバイザー。

●話し手: 上村 靖司氏

中越大震災(平成16年)以降、各地の復興・地域防災活動に従事。越後雪かき道場@代表、NPO中越防災フロンティア・理事、福島県新地町復興計画策定委員、中越メモリアル回廊川口さずな館・館長。著書に「中越地震から3800日」(ぎょうせい、分担)、「消滅してたまるか」(文藝春秋、分担)など。

### 第2部 17時～18時30分 町民ワークショップ

「復興後の厚真」を考えよう

1班5～6人のグループに分かれて、厚真のこれからについてを話し合います。

参加申し込みは8月20日(火)までに、まちづくり推進課(電話:27-3179)まで

## プレミアム付商品券

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

消費税率の引き上げによる家計への影響緩和と、地域の消費を支えるためプレミアム付商品券を発行します。

### ●商品券概要

〔金額・券種〕1口4,000円(額面5,000円:500円券10枚入り)  
 〔購入期間〕10月1日(火)~令和2年2月28日(金)  
 〔有効期間〕10月1日(火)~令和2年3月31日(火)

「プレミアム付商品券」を装う  
 振り込み詐欺や個人情報の搾取に  
 ご注意ください

### ●購入対象者

#### ①住民税非課税者の方(申請が必要です)

対象要件	令和元(平成31)年度分の住民税(均等割)が非課税の方 ※下記に該当する方は除く ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族など) ・生活保護の受給者など
購入限度	1人につき最大5口(最大2万5,000円分の商品券を2万円で購入できます)
購入方法	①該当すると見込まれる方には総務課税務グループから申請書が送付されます。(8月中旬以降) ②購入希望者は必要事項を記入して提出してください。 ③対象者の申請住所に購入引換券が届きます。(9月中旬以降) ④購入引換券送付時にお伝えする購入場所に現金、購入引換券、本人証明書類(運転免許証など)を持参し、商品券を購入してください。
申請期間	令和2年1月31日(金)まで

#### ②乳幼児のいる子育て世帯(申請は不要です)

対象要件	平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主
購入限度	お子さん1人につき最大5口(最大2万5,000円分の商品券を2万円で購入できます)
購入方法	①対象者の住民票記載の住所に購入引換券が届きます。(9月中旬以降) ②購入引換券送付時にお伝えする購入場所に現金、購入引換券、本人証明書類(運転免許証など)を持参し、商品券を購入してください。

## ローカルベンチャースクール

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

起業や新たな事業展開を検討している方(個人・事業者)を募集します。

### ローカルベンチャースクールとは

町内を拠点にした起業や新規事業立ち上げを支援するためのプログラムです。

起業に限らず、新たな分野への挑戦を考えている方や、一次製品の加工を検討している農家の方などにも応募できます。

### 具体的な内容

各分野における町内外の専門家からアドバイスを受けながら、参加者が作成した事業計画の磨き上げを行います。参加者1人に対し、専門家を含めた支援チームが結成され、自分の事業計画について相談することができます。

申し込み締切▷10月15日(火)  
 一次選考合宿▷11月予定  
 最終選考会▷12月予定

申し込みはウェブサイトから  
<https://www.a-zero.co.jp/lvslll-atsuma-lvs>



## 救急の日 普通救命講習

消防署厚真支署 ☎ 26-7119

もしものとき大切な人を救えるのは目の前にいるあなたです!

### ●日時

9月8日(日) 13時30分~16時30分

### ●会場

消防署厚真支署会議室(錦町47-2)

### ●内容

応急手当の基礎知識、AEDを用いた心肺蘇生法、止血法、その他応急手当

### ●対象者

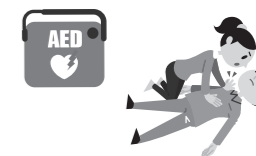
高校生以上の方、再講習の方

### ●持ち物

筆記用具、印鑑  
 普通救命講習修了証(再講習の方のみ)

### ●申し込み

9月6日(金)まで





## トラクターやフォークリフトなどをお持ちの方へ 総務課 税務グループ ☎ 27-2481

公道を走らないトラクターやフォークリフトなども課税標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

公道を走らない場合(田畑や敷地内でも、小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。該当する車両を所有している場合は、軽自動車税の申告をして課税標識の交付を受けてください。

小型特殊自動車の課税標識(ナンバープレート)は、軽自動車税の課税物件であることを表す標識です。課税標識(ナンバープレート)の交付を受けていても、道路運送車両法の保安基準を満たしていなければ公道を走ることはできません。

農耕用作業機	その他(農耕用以外)
トラクター、コンバイン 田植機、農業散布車など	フォークリフト ショベルローダーなど
	
最高速度35km/h未満 車体のサイズ制限なし 排気量の制限なし	最高速度15km/h以下 長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m以下 排気量制限なし

※表の条件に該当しないもので事業に使用しているものは「固定資産税(償却資産)」の申告の対象となります。

### 課税標識(ナンバープレート)交付(申告)の際に必要なもの

- ・販売証明書または譲渡証明書 ・印鑑
- ・次の情報…所有者と使用者の住所と氏名、車名(メーカー名)、車体番号、排気量

### よくある質問

- Q1. 公道を走らないから、ナンバープレートをつける必要はないのでは?**  
 A1. 小型特殊自動車は、所有していることで軽自動車税が課税されます。公道走行とは無関係です。
- Q2. 取得した際にナンバープレートをつける必要はないといわれたが?**  
 A2. 小型特殊自動車は、所有していることで軽自動車税が課税されます。該当する車両を取得、または現在、未申告の車両を所有している場合は、速やかに軽自動車税の申告をして課税標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。不申告の場合は「料料(10万円以下)」が科せられます。
- Q3. 対象になる車両は?**  
 A3. 農耕用の小型特殊自動車は、トラクター・コンバイン・田植機・農業用薬剤散布車などで、乗用装置のあるものが対象です。農耕用以外の小型特殊自動車は、フォークリフト・ショベルローダー・タイヤローラーなどが対象です。
- Q4. 車両を買い換えたので、そのままナンバープレートをつけ替えてよいのか?**  
 A4. 車両を買い換えたときは、課税標識(ナンバープレート)も変える必要があります。前の車両の課税標識を返納し「廃車」申告手続きをするとともに、新しい車両の「登録」申告手続きをしてください。
- Q5. 現在、使用していないのでナンバープレートを返したいのだが?**  
 A5. 小型特殊自動車は、使用していない場合でも、所有していることで軽自動車税が課税されます。車両を廃棄、譲渡した場合に課税標識(ナンバープレート)を返却してください。
- Q6. 手数料を払うので希望ナンバーを交付してほしい。**  
 A6. 課税標識(ナンバープレート)の管理の都合上、希望ナンバーには対応できませんのでご了承ください。